

(別紙)

14 常勤役員退任慰労金の支給額・支給方法

(慰労金の支給)

- 第1条** 公益財団法人役員等報酬規程第6条の定めに基づき、常勤役員が任期満了又は自己都合により退任あるいは死亡した場合に、退任慰労金を支給する。
- 2 職員を休職し常勤役員に就任した者は、常勤役員を退任あるいは死亡したとき（常勤役員退任後に職員に復職した場合は職員を退職したとき）に、職員退職金と前項の慰労金をあわせて支給する。税額を計算する際の勤続年数は、職員と常勤役員の在任期間を通算する。

(退任慰労金の額)

- 第2条** 常勤役員退任慰労金の額は、2008年8月1日改定の職員退職金支給規程の第4条、第5条の③に準ずる。
- 2 常勤役員在任年数は、1年に満たない期間については、月割計算を行う。1ヶ月未満の日数については、15日以上を1ヶ月とし、14日以下は切り捨てる。
- 3 常勤役員の週当たりの所定日数が5に満たない場合は、所定日数を5で除した数を乗じた額とする。

(常勤役員死亡時の受給権者)

- 第3条** 常勤役員が死亡のため退任したときの慰労金は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条に定める範囲および順位により、その遺族に支給する。

(支給額の加算・減額)

- 第4条** 常勤役員が在任中、本協会に顕著な功労があった場合は、理事会の承認を得て功労金を加算して支給することができる。
- 2 常勤役員が在任中、本協会の名誉を著しく傷つけたとき、または、予算上、資金上本規程に定める慰労金の支給が困難なときは、理事会の承認を得て、慰労金を減額するか支給しないことがある。

(移行措置)

- 第5条** 2008年4月1日前より常勤役員である者の2008年4月1日前までの期間に対する退任慰労金は、2000年6月1日施行の職員退職金支給規程第5条に基づき算出する。